

消費者被害注意報 No. 75

**「架空請求ハガキ」が届いても無視しましょう！
相手はあなたからの連絡を待っています！**



今年1月以降、「架空請求ハガキ」に関する相談が急増しており、平成30年1月4日～2月8日の間で、84件の相談が寄せられています。下記のような「架空請求ハガキ」が届いても、絶対に相手に連絡しないでください。連絡をすると、高額な請求を求められ、着信履歴等から電話番号を悪用される危険があります。

↓実際に相談が寄せられた「架空請求ハガキ」の一例↓

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。管理番号(わ)267 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年2月 日

法務省管轄支局 民事訴訟告知管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

架空請求ハガキの 見分け方

「裁判所」「訴訟」「差し押え」等の記載で裁判を連想させ、不安をあおります。

不特定多数に発送しているため、商品名や契約内容、会社名の記載がありません。

あわてて連絡するように、期日を短く設定しています。

公的機関を想像させるような名称
・住所で送付してきます。

「情報保護シール」が貼られている場合もあります。



このようなハガキが届いても、相手には絶対に連絡しないでください！

商品・サービスの契約トラブル等は、消費生活センターへお電話を！

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日9:00～16:30※祝日・年末年始は除く